

令和8年度の縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

問 税務課 資産税係 ☎ 52-5804

<土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧>

■縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

■場所

町役場税務課(1階⑧窓口)

■縦覧することができる人

- ・納税義務者(課税されていない人はできません)
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要です)

■必要なもの

- ・本人確認のできる書類など(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の方は委任状

■縦覧内容

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、評価額など
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など

<固定資産課税台帳の閲覧>

■閲覧期間

4月1日(水)～通年
午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

■場所

町役場税務課(1階⑧窓口)

■閲覧することができる人

- ・納税義務者
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要です)
- ・借地・借家人など(使用または受益の対象となる固定資産に限られます)

■必要なもの

- ・本人確認のできる書類など(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の方は委任状
- ・借地・借家人などの場合は契約書などの権利関係を示す書類

■閲覧内容

固定資産課税台帳に登録されている事項

令和7年度住宅取得支援事業の申請はお済みですか？

問 企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

町では令和7年度の各種住宅取得支援事業の申請を受け付けています。申請期間は令和8年3月31日(火)までですが、取得した建物登記の完了後6か月以内の申請が要件となっているため、対象要件を満たす人で申請していない人は期間内での申請を忘れずをお願いします。事前相談後、対象者に申請書類を配付しますので、事業に該当するかなどの詳細は、お問い合わせください。

子育て住まいる支援事業

補助金額最大35万円

◇補助金(10万円)の対象要件

町内に住宅を新築もしくは中古購入する人で、中学生以下の子どもを扶養している人

◇加算要件

- ・転入加算 10万円
- ・親元同居・近居加算 5万円
- ・子ども2人目加算 5万円
- ・子ども3人目以上 5万円

お帰りなさい！

親元同居・近居住宅取得応援事業
補助金額最大15万円

◇補助金(5万円)の対象要件

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人

◇加算要件

町外から転入する場合 10万円